

岩手県告示第358号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和4年岩手県告示第505号）で公示した公共測量を終了した旨沿岸広域振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年7月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 釜石市及び上閉伊郡大槌町
- 2 実施した期間 令和4年7月8日から令和5年3月15日まで
- 3 実施した公共測量の種類 空中写真測量及び航空レーザ測量